⑺　本工事は、入札時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の対象工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、支出負担行為担当官の承諾を受けなければならない。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　裁判所の平成25・26年度における機械器具設置に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、最高裁判所が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、福岡高等裁判所管内において最高裁判所から指名停止措置を受けていないこと。

⑸　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照。）。

⑹　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）。

⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、裁判所発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑻　総合評価落札方式において提出された技術提案が適正であること。

⑼　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たすエレベーター設備工事（新設又は更新によるシステム一式を施工していること。※本工事における設備の製作にかかる設計、工程管理、検査・試験に関する自らの体制と能力を証明できること。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ア　方式　ロープ式（機械室レス式を含む）

イ　用途　乗用又は非常用

ウ　定員　17人乗以上

エ　速度　150m／min以上

オ　運動方式　３台以上の全自動群管理方式

⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できることとし、現地での据付調整期間中は、専任で配置できること。なお、据付調整期間中とは、受注者と監督職員との協議による。

ア　技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするに限る。）に合格した者）又は建設業法第15条第２号ロに定める者。

イ　元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たすエレベーター設備工事（新設又は更新によるシステム一式を施工していること。）に従事した経験を有する者であること。

㋐　方式　ロープ式（機械室レス式を含む）

㋑　用途　乗用又は非常用

㋒　定員　15人乗以上

㋓　速度　105m／min以上

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること（開札日において有効なものであること。）。

エ　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合には入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用とは、申請書提出期限の日時点で３か月以上の雇用関係があることをいう。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目

ア　施工体制

イ　工事特性を考慮した技術提案

「昇降路及び機械室内工事の施工精度及び耐震性の向上に関する技術提案」

ウ　工事全般の施工計画

「転落等の災害に対して工事中の配慮に関する技術的所見」

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

イ　施工体制評価点及び加算点　上記⑴の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（入札説明書参照。）。

ウ　評価値　総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記ア、イにより得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝（標準点＋施工体制評価点及び加算点）／入札価格

⑶　落札方法

ア　入札参加者は、次の㋐及び㋑の要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の範囲内であること。

㋑　提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

イ　上記アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒102―8651 東京都千代田区隼町４－２　最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係　電話03―3264―8111　内3909

⑵　入札説明書の交付期間、場所等　平成26年８月18日から平成26年12月５日まで（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第１条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで　上記４⑴に同じ。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

ア　提出期間　平成26年８月18日から平成26年９月12日まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

イ　提出場所　上記４⑴に同じ。

ウ　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得た場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）すること。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

ア　平成26年11月10日から平成26年12月８日まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

イ　提出場所　上記４⑴に同じ。

ウ　提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）により提出すること。

⑸　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記４⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア　入札書の締切日時

㋐　電子入札対応の場合　平成26年12月８日午後１時30分

㋑　紙入札方式による場合　平成26年12月８日午後１時30分（必着）

イ　開札の日時及び場所　平成26年12月９日午後３時30分　最高裁判所事務総局経理局営繕課

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））又は銀行等の保証（取扱官庁　最高裁判所）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。